

基準17 敷地内の消火活動上の施設等

※当該基準はすべて指導基準

円滑な消火活動を行うため、はしご自動車の活動空間の確保及び消防水利の設置については、次によること。

1 はしご自動車の活動空間の確保

4階以上の建築物（非常エレベーターを設けたものは除く。）には、次によりはしご自動車の活動空間を確保すること。

(1) 道路及び敷地内の通路等

道路及び敷地内の通路等（以下「道路等」という。）は、はしご自動車の運行、操作等が容易にできる幅員、すみ切り及び路盤等の強度を有するものとし、次によること。

ア 道路等の周辺部分には、はしご自動車の運行、操作等の障害となる門、塀、電柱等の障害要因が存在しないものであること。

イ 道路等の有効幅員は、4 m以上であること。

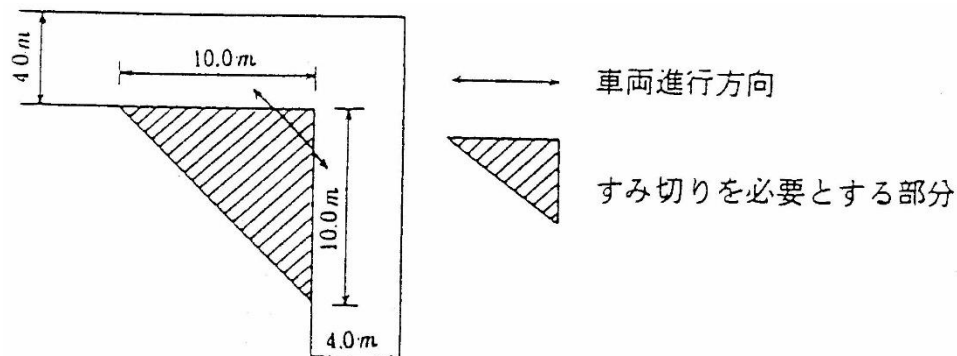
ウ 道路等は、はしご自動車の総重量（20 t）に耐えられる構造であること。

エ 道路等の屈曲又は交差部分には、幅員に応じたすみ切りを設けるものであること。（基準 17-1 図参照）

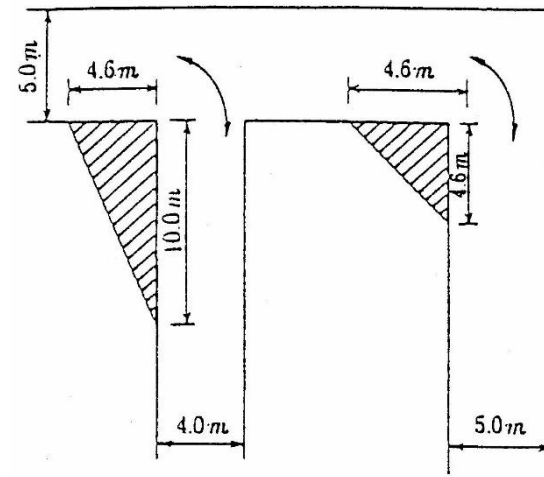
オ 道路等の勾配は、縦、横方向とも5 %（3度）以下であること。

カ 道路等と建築物間の距離が、9 m以下となるようにすること。

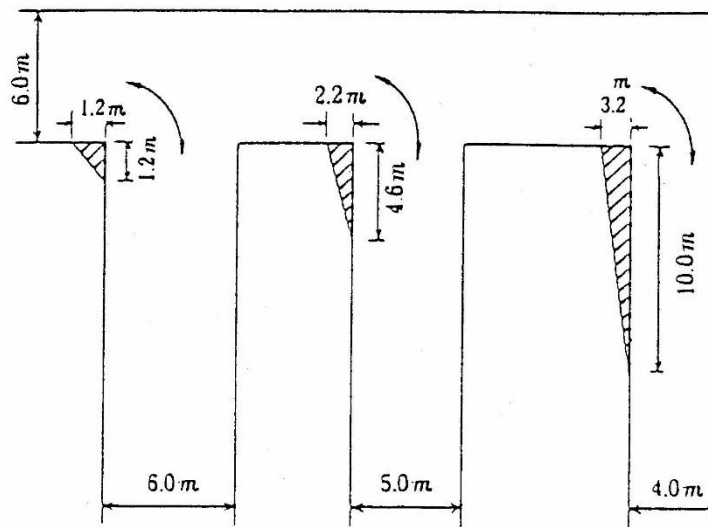
幅員4 mの場合



幅員5mと4m・5mの場合



幅員6mと4m・5m・6mの場合



基準17-1図

基準17 敷地内の消火活動上の施設等

(2) 活動空間

伸長したはしごの周囲（上下、左右）には1 m以上の空間を確保すること。

なお、この場合架空電線等にあつては、電気設備技術基準（平成9年通商産業省令第52号）で定める離隔距離に消防活動上の安全値を加え、その合計を1 m以上とすること。

(3) はしご架てい箇所

建基政令第126条の6により設けられた非常用進入口（代替開口部を含む。）には、はしご自動車を架ていできるようにすること。

(4) 住宅団地

共同住宅団地等の各住戸から2方向避難が確保されていないものについては、原則として各住戸の出入口側とバルコニー側の2面に、はしご自動車を架ていできるようにすること。

2 消防水利の設置

消防水利の設置については、政令第27条によるほか、次によること。

(1) 消防水利の設置指導対象物

ア スプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。）、泡消火設備、連結散水設備、連結送水管が設置義務となる防火対象物

イ ドレンチャー設備等の特殊な消火設備の有効活用を図るため、消防活動上、大量の水源が必要と認められる防火対象物

ウ 周囲の消防水利、市街地状況等を考慮して消防水利が必要とされる建築物

(2) 水源水量について

水源水量は、基準17-1表のとおり設けること。

ただし、各設備の送水口から水平距離140m以内に、道路や軌道等を横断することなく、消防ポンプ自動車が容易に部署できる消防用活動上有効な水源を有し、かつ、消防用ホース10本程度で届く場合は、消防水利の設置を要しないこと。

基準17-1表

消防用設備等	要件	水量
スプリンクラー設備 (特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く。)	ポンプ吐出量 1,000L/min 未満	20 t 以上
	ポンプ吐出量 1,000L/min 以上	40 t 以上
水噴霧消火設備	ポンプ吐出量 1,000L/min 以下	20 t 以上
	ポンプ吐出量 1,000L/min 以上	40 t 以上
連結散水設備	閉鎖型ヘッドを設ける方式	20 t 以上
	開放型ヘッドを設ける方式	40 t 以上
連結送水管	すべて	20 t 以上
ドレンチャー設備等	すべて	20 t 以上